

大会開催に伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

令和2年6月27日
成田市少年野球連盟

成田市少年野球連盟（以下、「本連盟」という。）は、全日本野球協会アマチュア野球規則委員会が通知した「新型コロナウイルス感染予防のためのガイドライン」の他、次の事項を定める。これは市内で開催する本連盟主催大会に限り当分の間適用するものとする。

1 大会運営上の留意事項

- (1) 本連盟に所属するチーム以外の出場を認めない。
- (2) 開会式は実施しない。
- (3) 大会に参加する選手は、保護者の承諾を得た者でなければならない。
- (4) 参加選手は、学校から配付された健康観察カード等に必要事項を記入し、すべての項目に異常が認められない者でなければならない。
- (5) 本連盟役員、指導者、審判員、保護者等（以下「大会関係者」という。）は検温等を実施し、体調に異変がない者でなければ大会施設等へ入場してはならない。
- (6) 大会期間中、出場チームは、日々当該チームに帯同するすべての選手及び大会関係者の出席者名簿（別紙参照）（以下、「名簿」という。）を作成し、各人の健康状態等を把握しなければならない。なお、その名簿は球場責任者へ提示し、記載内容等の確認を受けなければならない。
- (7) 名簿は出場チームの責任において各自1か月間保有し、関係機関から要請があった場合は開示しなければならない。
- (8) 本連盟役員及び審判員等の内、各チームに帯同しない者の名簿は別に作成し、その扱いは上記（6）及び（7）と同様とする。
- (9) グラウンド、観覧席等の施設へ入場する者のマスク着用を義務付ける。
- (10) グラウンド、観覧席等の施設へ入退場する者は、その都度、本連盟が用意する消毒液で手指消毒等に努めなければならない。
- (11) グラウンドへの入場及び退場時の挨拶は無言とする。
- (12) 同一日に同一会場で行う試合数は2試合までとする。
- (13) 同一チームが同一日に行う試合数は1試合までとする。
- (14) 第1試合終了予想時刻と第2試合開始予定時刻の間は2時間以上設けることとする。
- (15) 対戦を終えたチーム（関係者）は速やかに施設から離れなければならない。
- (16) 第2試合対戦チーム（関係者）の試合会場入りは、試合開始予定時刻の1時間前からとする。
- (17) ゴミは各自持ち帰ることとする。
- (18) 大会期間中、市内小中高等学校において新型コロナウイルス感染症に起因する休校措置が講じられた、又は講じられる見込みがある場合は、即刻大会を延期、中断又は中止する。
- (19) 選手、大会関係者及びその同居人等が新型コロナウイルスに感染した又は感染が疑われる場合は、大会の延期、中断又は中止を検討する。なお、大会関係者はその事實を本連盟役員に申し出るよう努めなければならない。
- (20) 大会開催（参加）が原因で新型コロナウイルスに感染した又は感染したことが疑われる場合であっても、本連盟は一切その責任を負わない。

- (21) 感染防止を理由に出場を辞退するチーム又は個人に対して本連盟は罰則を求める。なお、チーム内において出場を辞退した個人に対して罰則等を課す又は求めてはならない。

2 試合運営上の留意事項

- (1) 対戦関係者間等の握手を禁止する。
- (2) メンバー表の交換時に立ち会う審判員、監督、主将及び本連盟役員はマスクを着用しなければならない。
- (3) グラウンド整備に対するお礼は省略する。
- (4) 試合開始前及び終了後、本塁を挟んだ対戦チーム間の挨拶は行わない（ベンチ前で無言を行うこととし、その際、選手間の距離は十分確保する。）。
- (5) 選手紹介等の放送を用いる場合は、必要最小限の人数で対応することとする。
- (6) ベンチ入りする大人はマスクを着用しなければならない。
- (7) 出場選手及び審判員のマスク着用は否定しない。
- (8) 介護員はベンチ入りせず、ベンチ周辺で常に待機し必要に応じてその役割に努めることとする。
- (9) 3回裏終了後、手洗い及び水分補給等のため10分間の休憩時間を設ける。なお、その時間は試合時間には含めない。
- (10) 攻撃チームの控え選手はベンチから一時的に離れても差し支えない。
- (11) 歌を用いた応援、ベンチ前での声出し等を禁止する。
- (12) 試合後のエール交換は省略する。
- (13) 出場チームは大会期間中、常に消毒液を携帯し、試合中及び試合後等は、次の対応に努めなければならない。なお、それに係る一切の費用は出場チームの負担とする。
 - ア 共用する用具等の消毒
 - イ 試合後のベンチ内の椅子、机等の消毒
 - ウ その他必要と判断される随時の消毒
- (14) 全日本野球協会アマチュア野球規則委員会が通知したガイドラインの4（「試合中、球審はマスクを着用すること。」及び「墨審は、マスク着用しない。」）は適用せず、審判員自らの判断とする。
- (15) 審判員を含む他者への水分提供は不要とする。ただし、緊急時はこの限りではない。

3 その他

本書記載事項は、必要に応じて隨時見直すこととする。